令和７年度　設楽町水道水質検査計画

北設楽郡　設楽町

目　　次

１ 基本方針
（１） はじめに
（２） 水道水質検査計画の目的
（３） 水道水質検査計画の基本方針

２ 水道事業の概要
・設楽町簡易水道事業

３ 水質状況と水質管理上の問題点
（１） 原水水質
（２） 浄水水質

４ 水道水質検査計画
（１） 水質検査項目
（２） 水質検査の方法
（３） 原水の水質検査計画
（４） 浄水の水質検査計画
（５） 給水開始前及び臨時の水質検査

５ 水質検査結果の評価等
（１） 水質検査結果の評価
（２） 水質検査計画の公表

６ 添付資料
・設楽町簡易水道事業水質検査年間計画表

1 基本方針

（1） はじめに

設楽町簡易水道事業は、町民の皆様に安全で安心できる水道水を供給するために、適切な水質検査の実施や、浄水場などの施設管理をしています。

水道水は水道法にその安全性の基準（水質基準）が定められています。現在の水道水質の状況は、臭素酸やハロゲン化酢酸などの新たな消毒副生成物の問題、クリプトスポリジウム等の耐塩素性の微生物による感染症の問題、内分泌かく乱化学物質やダイオキシン類など新しい化学物質による問題、さらにはおいしい水を供給するための水道水質管理の一層の充実や危機対応の強化が求められています。

平成 16 年４月規制改革により、全国一律適用とされていた水質検査項目及び検査頻度に関して、各水道事業は保有する水源の状況、原水の水質、浄水方法などの状況に応じて、一定の条件のもとで検査項目、検査頻度を自ら定めることができるようになりました。

（2） 水道水質検査計画の目的

この計画は、町民に安全で衛生的な水道水を供給することを目的とします。

（3）水道水質検査計画の基本方針

水質検査は、水道水が法律に定められた安全な基準（水質基準）に適合しているかを総合的に判断するために行うものであり、水道水質管理の中核をなしています。しかし、その実施にあたっては財政面で大きな負担がかかるものであり、水質基準の適合の状況を確実に把握できることを前提としながら、効率的・合理的な水質検査計画を策定し、適切に水質検査を行います。

水質検査計画の概要は以下のとおりとなります。

ア　水源の状況、浄水処理方法、送配水・給水の状況等を踏まえて、水道における水質管理上の問題点を整理します。

イ　その上で、水質検査箇所・水質検査項目、実施頻度（回数）などを定めて水質検査計画を策定します。

なお、計画の適正化や透明化のために、需要者に公表し、意見等を聞きます。

ウ　策定した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を公表するとともに、水質管理の改善や次期水質検査計画に反映させます。

２　水道事業の概要

本町の水道事業は、平成３０年度より設楽町簡易水道として事業運営しています。
地区別の水源、浄水、給水については、以下のとおりとなります。

＜田口地区＞

項　　目	内　　容	
水　　源	水 源 名	椹尾川水源（表流水）
	取水場所	設楽町松戸字シベドウ 14-3 地先
	取 水 量	１日最大取水量　　226 m^3/日
水　　源	水 源 名	豊川水源（表流水）
	取水場所	設楽町松戸字カワドチ 10-3 地先
	取 水 量	１日最大取水量　　901m^3/日
浄　　水	浄水場名	田口浄水場
	浄水場所	設楽町田口字大久保 25-7
	浄水処理	膜ろ過
給　　水	給 水 量	１日最大計画給水量　1,672 m^3/日
	給水区域	設楽町田口「栄町・本町・大田口・小松の一部」 清崎「萩平・本町の一部」
	給水系統	田口配水池

＜清嶺地区＞

項　　目	内　　容	
水　　源	水 源 名	栗島川水源（表流水）
	取水場所	設楽町田峯字野平 1-3 地先
	取 水 量	１日最大取水量　　702 m^3/日
浄　　水	浄水場名	清嶺浄水場
	浄水場所	設楽町田峯字川入 1-136
	浄水処理	緩速ろ過
給　　水	給 水 量	１日最大計画給水量　　638m^3/日
	給水区域	設楽町「田峯・三都橋・田内・清崎」
	給水系統	栗島配水池、田峯配水池、梨野配水池

＜名倉地区＞

項　　目	内　　容	
水　　源	水 源 名	本谷川水源（表流水）
	取水場所	設楽町田峯字段戸 1-1 先
	取 水 量	1 日最大取水量　　682m^3/日
浄　　水	浄水場名	名倉浄水場
	浄水場所	設楽町東納庫字スゲ沢山 8-25、8-26
	浄水処理	緩速ろ過
給　　水	給 水 量	1 日最大計画給水量　620m^3/日
	給水区域	設楽町西納庫「清水・川口・貝津田・中」 東納庫「中・東部・南」 川　向「南」
	給水系統	宇連配水池、東納庫配水池、西納庫配水池

＜田口第２地区＞

水　　源	水 源 名	タコウズ川水源（表流水）
	取水場所	設楽町東納庫字大野山 1-95 地先
	取 水 量	1 日最大取水量　　564 m^3/日
浄　　水	浄水場名	長江浄水場
	浄水場所	設楽町小松字中嶋 1-30
	浄水処理	緩速ろ過
給　　水	給 水 量	1 日最大計画給水量　513m^3/日
	給水区域	設楽町川　向「川向の一部」 八　橋「八橋の一部」 清　崎「小塩・清崎の一部」 荒　尾「荒尾」 和　市「和市」 小　松「小松」 長　江「長江」 平　山「平山」 神　田「神田」
	給水系統	鹿島配水池

＜豊邦地区＞

水　　源	水 源 名	鰻沢水源（表流水）
	取水場所	設楽町田峯字段戸 1-1 地先
	取 水 量	１日最大取水量　　45m^3/日
浄　　水	浄水場名	豊邦浄水場
	浄水場所	設楽町豊邦字モリシタ 20-3
	浄水処理	緩速ろ過
給　　水	給 水 量	１日最大計画給水量　　41m^3/日
	給水区域	設楽町豊邦「笠井嶋・桑平」
	給水系統	笠井嶋配水池、団子嶋配水池、桑平配水池

＜津具地区＞

水　　源	水 源 名	箱渕川水源（表流水）
	取水場所	設楽町津具字大離山１－３２先
	取 水 量	１日最大取水量　　949m^3/日
浄 水 １	浄水場名	上折元浄水場
	浄水場所	設楽町津具字上折元６－７４
	浄水処理	急速ろ過
浄 水 ２	浄水場名	下折元浄水場
	浄水場所	設楽町津具字下折元３－２
	浄水処理	急速ろ過
給　　水	給 水 量	１日最大計画給水量　　863m^3/日
	給水区域	設楽町津具の給水区域内
	給水系統	上折元配水池、下折元配水池、後山配水池 森古屋配水池

＜松戸地区＞

水　　源	水 源 名	トッ原沢水源（表流水）
	取水場所	設楽町松戸字トッ原沢 1-2 地先
	取 水 量	１日最大取水量　　11m^3/日
浄　　水	浄水場名	松戸浄水場兼配水池
	浄水場所	設楽町松戸字イクロ 2-1、2-2
	浄水処理	緩速ろ過
給　　水	給 水 量	１日最大計画給水量　　10m^3/日
	給水区域	設楽町松戸「松戸」
	給水系統	松戸浄水場兼配水池

３　水質状況と水質管理上の問題点

（１） 原水水質

町内の河川状況とその位置関係は別紙１のとおりです。

寒狭川は設楽町の最上流から流れて豊川水系へ、また箱渕川は同様に矢作川水系へと流れています。

本町の水道水源は寒狭川及び箱渕川の上流にあります。なお、河川環境保全及びその推進を図る目的で、水道水源以外にも水質検査を実施しています。

（２） 浄水水質

原水の水質状況が良好であるため、高度な浄水処理を行わなくても良好な浄水水質が得られています。

本町の水道は、山間部特有である地理的・地形的条件の極めて悪い地域で水道施設も点在し、加えて町の財政力が脆弱な事業者であります。したがって水質検査についても、大きな負担がかかっています。

こうしたことから、検査項目、検査頻度などの計画は、水道水の安全性を第一に確保するとともに、合理性・効率性の両面から検討を行うものであります。

４　水道水質検査計画

（１） 水質検査項目

水質検査については、原水の取水から浄水処理、送配水、給水にいたるまで一連の水質管理の状況を確認するための水質検査と、水質基準に適合しているかどうかを判断するための水質検査があります。前者は、原水の変動、浄水プラントの運転状況などを把握し水質管理システムに反映させなければならないため、浄水場及び給水栓で毎日検査を行います。ここでは、水質基準の改定に伴うものであることから、後者の水質基準への適合を確認するための水質検査について計画します。

水質検査項目は、水質基準項目と水質管理目標設定項目に区分されます。水質基準項目とは、水道法により、水道事業者が基準に適合した水の供給を義務付けられる項目であり、定期的に検査しなければならないとなっています。

水質管理目標設定項目とは、水道水質管理上留意すべきとして知見の集積を目的に監視を行っていくことが望ましい項目となっています。

（２） 水質検査の方法

水質管理システムの運転のために行われる水質検査は、リアルタイムで取得する必要があることから、原則、自己検査（浄水場及び給水栓の毎日検査）で行います。

しかし、水質基準に適合しているかどうかを判断するための水質検査につい

ては、本町のような零細規模の水道では、財政的及び人的資源の不足から検査体制を整備することが極めて困難であるため、厚生労働省に登録した検査機関へ外部委託します。平成 23 年 10 月厚生労働省水道課長通知に基づき、外部委託するにあたっては、浄水処理から危機管理に至るまでの経験と知識、採水からの速やかな検査対応が可能及び信頼性保証（GLP や ISO 取得機関等）のある検査機関を選定します。また、平成 29 年 10 月 18 日付け薬生水発 1018 第1号通知の水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインに基づき、水道水質検査を行う検査機関が自らの標準作業書に示す検査方法の妥当性について評価します。

（3）原水の水質検査計画

ア　検査箇所

原水の水質検査を行うことによって、原水の水質変化を的確に把握することができ、浄水処理等の操作を適切に行うことが可能となります。

また、水道水源の状況監視により、他機関と連携して原水の保全及びその対策が推進されます。

検査箇所は、水道水源の取水地点とします。

事　　業	浄水場等	水　源	検査箇所
設楽町簡易水道	田口浄水場	椹尾川	椹尾川水源
		豊　川	豊川水源
	長江浄水場	タコウズ川	タコウズ川水源
	松戸浄水場	トッ原沢川	トッ原沢川水源
	清嶺浄水場	栗島川	栗島川水源
	豊邦浄水場	鰻沢川	鰻沢川水源
	名倉浄水場	本谷川	本谷川水源
	上折元浄水場	箱渕川	箱渕川水源
	下折元浄水場		

イ　検査頻度

原水の水質検査は、水質基準項目を基本とします。また、水質管理上留意すべきものとして、監視を継続することが望ましいとされている水質管理目標設定項目については、必要な項目を実施します。

検査の頻度は年間で水質が最も悪化している時期に浄水水質検査と合わせて実施します。

ウ　クリプトスポリジウム等検査

耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等の汚染のおそれの程度を把握するために、年１回の頻度で全水源のクリプトスポリジウム・ジアルジア（原虫）検査及びクリプトスポリジウム対策指標菌（２項目）の検査を実施します。

（４）浄水の水質検査計画

ア　検査箇所（別紙２参照）

検査箇所は、水質基準に適合するかどうかを判断できる場所とし、その選定にあたっては今までの水質検査結果を踏まえて、合理的かつ効率的な場所とします。

本町の水道原水は、河川の源流域からの取水であり、水質が良好でかつ、変動も比較的ありません。また、浄水の水質についても良好です。従って水質検査箇所は、各浄水場の給水系統に１箇所を基本とします。なお採水場所は原則、給水栓とします。

事　　業	浄水場等	給水系統	検査箇所
設楽町簡易水道	田口浄水場	田　口	①上原放水栓
			②杉平放水栓
	長江浄水場	長　江	③小松放水栓
		鹿　島	④小代放水栓
	松戸浄水場	松　戸	⑤松戸放水栓
	清嶺浄水場	田　峯	⑥清崎放水栓
		梨　野	⑦竹桑田放水栓
	豊邦浄水場	笠井島	⑧笠井島放水栓
	名倉浄水場	東納庫	⑨川向放水栓
		西納庫	⑩下山放水栓
		宇　連	⑪宇連放水栓
	上折元浄水場	特高区	⑫井口放水栓
	下折元浄水場	高区･中区･低区	⑬簀ノ子放水栓

イ　検査頻度

①　水質基準項目

水質基準項目は、すべての水道事業者に水質検査を義務付ける項目と状況に応じて省略できる項目があります。

・一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度の９項目は、病原微生物の混入を疑わせる指標であり、短期的な高濃度暴露が問題となるため、全ての検査箇所で毎月１回実

施します。

・消毒剤及び消毒副生成物の項目は、送配水過程での上昇が考えられ、水質管理上の重要性から検査頻度は年４回を基本とします。

・その他の項目は、これまでの検査結果を整理し、検査を省略する項目、年１回の頻度で検査する項目、３ 年に １ 回の検査実施でよい項目に区分します。

なお、検査を省略した項目についても、水道水質の状況の変化がないことを定期的に確認するために、３ 年に １ 回程度の頻度で水質検査を実施します。

② 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は、水道水質管理上留意すべきとして、知見の集積を目的に監視を行っていくことが望ましい項目であるため、１年に１回程度の頻度で実施します。

農薬類の項目については、国県他機関等で実施する水源域での水質検査の情報や山間部の地域性を踏まえて、検査項目を設定し、年に１回程度の頻度で実施します。

（５）給水開始前及び臨時の水質検査

ア　給水開始前の水質検査

配水施設以外の水道施設または配水池の新設、増設または改造した場合は、給水開始前に水質基準全項目（５１項目）及び残留塩素の水質検査を行います。

イ　臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下のような場合で水質基準に適合しない恐れがあるときに実施します。なお、検査項目は、原則として水質基準全項目（５１項目）の水質検査を実施しますが、必要ないと断定できる項目については、省略します。

① 水源の水質が著しく悪化したとき

② 水源に異常があったとき

③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において、消化器系感染病が流行しているとき

④ 浄水過程に異常があったとき

⑤ 水道管の大規模な工事及び大規模地震発生時に、水道施設が著しく影響を受けたとき、または、その恐れがあるとき

⑥ その他、特に必要があると認められたとき

５　水質検査結果の評価

（１） 水質検査結果の評価

水質基準は、水道により供給される水が満たすべき水質上の要件であり、いかなる項目についても、その検査結果が水質基準を超えないよう水質管理には万全を期します。

水質検査結果が水質基準を超過した場合には、直ちに、水質基準を満たす水質を確保するために必要な策を講じます。なお、水質検査結果に異常が認められた場合には、確認のために直ちに再検査を実施します。

（２） 水質検査結果の公表等

水質検査結果は、年 1 回以上、設楽町のホームページ等で公表します。なお、水質管理を万全なものとするために水質管理に関する情報収集等を図り、関係機関（団体）との連携に努めていきます。

様式2－(1)

水道事業等名	設楽町	(No. 1)

(令和7年度) 設楽町簡易水道(田口)給水フロー図

番号	(取水施設)	(浄水施設)	(送水・配水施設)	(給水地区)
1	豊川水源 (表流水) ー 901m3/日 椹尾川水源(表流水) ー 226m3/日 揚 程 ポ ン プ 場	計画浄水量 1,024m3/日 田 口 浄 水 場 浄水処理〔04〕	V＝750m3×2池＝1,500m3 田 口 配 水 池	田口地区

＊ 番号は様式2-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。
＊ 県水受水の取水施設は受水場等とする。

＜凡例＞

水道施設
- ・浄水場 ;
- ・送・配水施設 ;
- ・同一敷地内 ;
- ・自然流下 ;
- ・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法;〔04〕

基本処理
01＝急速ろ過(消毒含む) 02＝緩速ろ過(消毒含む) 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過(消毒含む) 06＝膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

(浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による)

様式2－(1)

水道事業等名	設楽町	(No. 2－1)

（令和7年度） 設楽町簡易水道(清嶺)給水フロー図

番号	(取水施設) (浄水施設)	(送水・配水施設)	(給水地区)
2	栗島川水源(表流水) －702m3/日 計画浄水量 638m3/日 清 嶺 浄 水 場 浄水処理〔02〕	V＝24.3m3×2池＝48.6m3 栗 島 配 水 池 V＝141m3×4池＝564m3 田 峯 配 水 池 V＝51m3×2池＝102m3 梨 野 配 水 池	三都橋地区 田峯地区 田内地区 清崎地区

＊ 番号は様式2-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。
＊ 県水受水の取水施設は受水場等とする。

＜凡例＞

水道施設
- ・浄水場 ;
- ・送・配水施設 ;
- ・同一敷地内 ;
- ・自然流下 ;
- ・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法;〔02〕

基本処理
01＝急速ろ過(消毒含む) 02＝緩速ろ過(消毒含む) 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過(消毒含む) 06＝膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

（浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による）

様式2－(1)

水道事業等名	設楽町	(No. 3－1)

(令和7年度) 設楽町簡易水道(名倉)給水フロー図

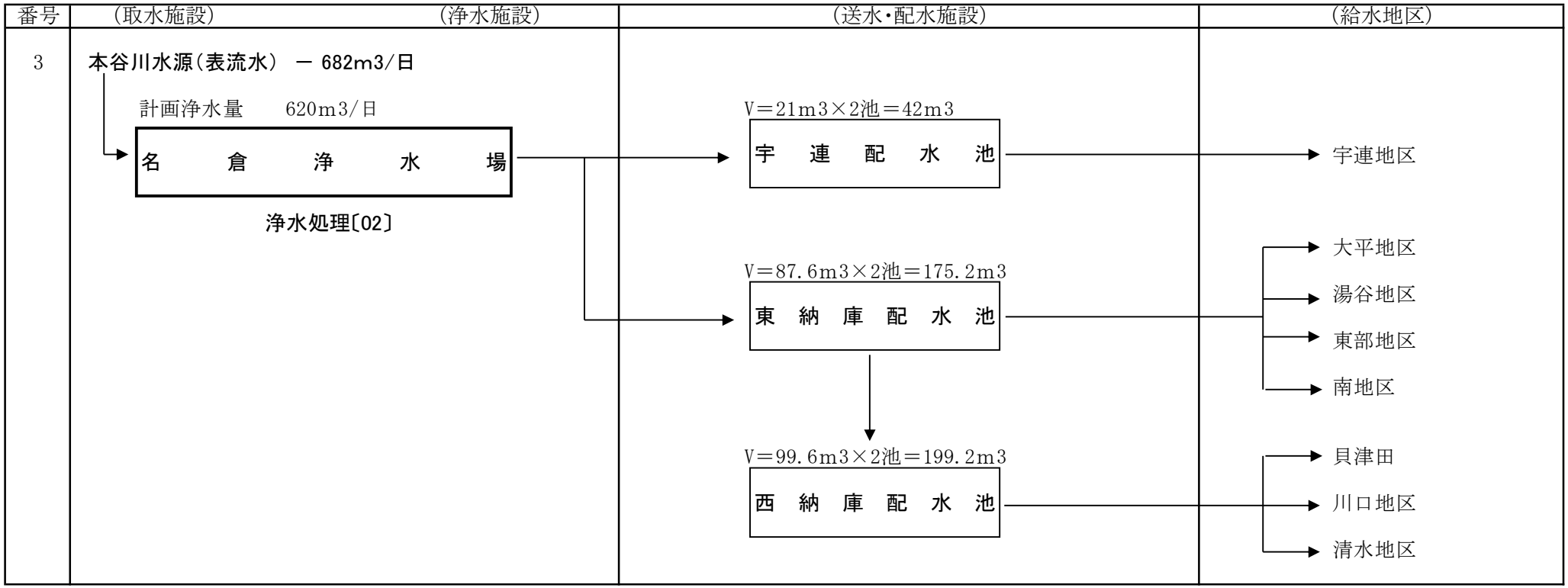

＊ 番号は様式2-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。
＊ 県水受水の取水施設は受水場等とする。

＜凡例＞

水道施設
・浄水場 ;
・送・配水施設 ;
・同一敷地内 ;
・自然流下 ;
・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法;〔02〕

基本処理
01＝急速ろ過(消毒含む) 02＝緩速ろ過(消毒含む) 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過(消毒含む) 06＝膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

(浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による)

様式2－(1)

水道事業等名	設楽町	(No. 4)

（令和7年度） 設楽町簡易水道(田口第2地区)給水フロー図

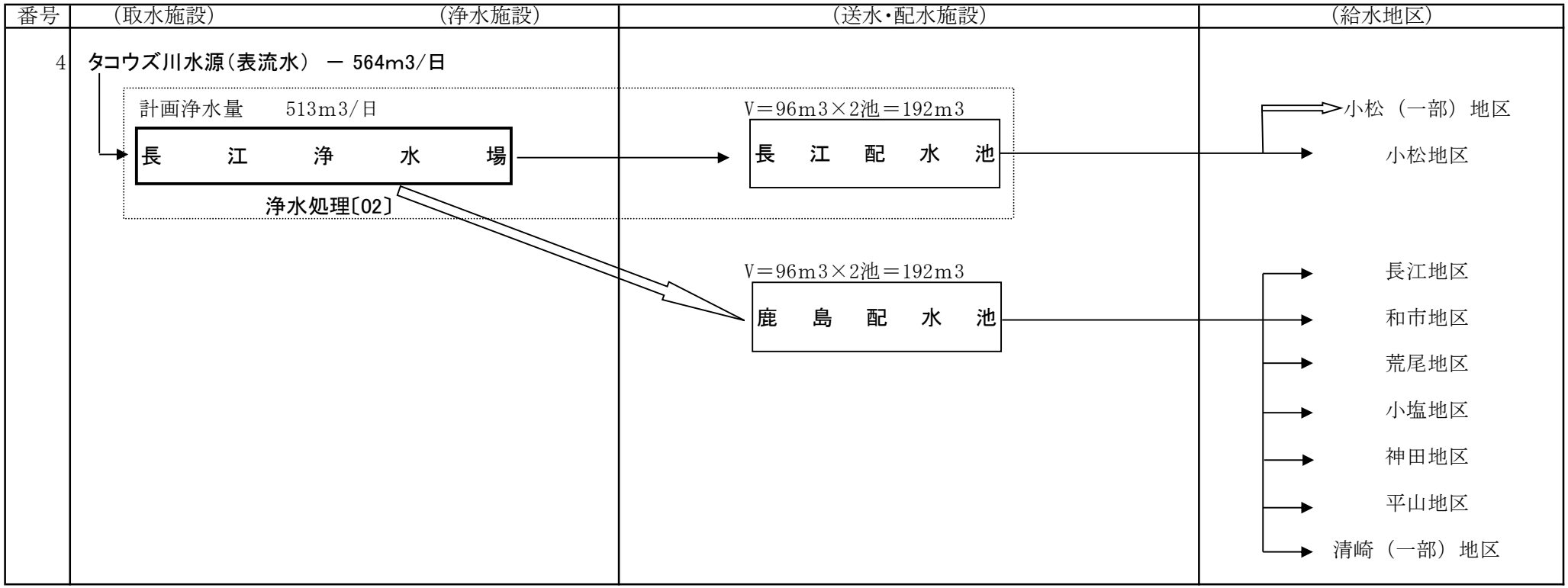

＊ 番号は様式2-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。
＊ 県水受水の取水施設は受水場等とする。

＜凡例＞

水道施設
- ・浄水場 ;
- ・送・配水施設 ;
- ・同一敷地内 ;
- ・自然流下 ;
- ・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法;〔02〕

基本処理
01＝急速ろ過(消毒含む) 02＝緩速ろ過(消毒含む) 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過(消毒含む) 06＝膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

（浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による）

様式2－(1)

水道事業等名	設楽町	(No. 2－2)

（令和7年度） 設楽町簡易水道(豊邦)給水フロー図

番号	(取水施設)	(浄水施設)	(送水・配水施設)	(給水地区)
5	鰻沢川水源(表流水) ― 45m3/日	計画浄水量 41m3/日 豊邦浄水場 浄水処理〔02〕	V＝20m3×2池＝40m3 豊邦配水池	桑平（一部）地区
			V＝20m3×2池＝40m3 桑平配水池	桑平（一部）地区を除く桑平地区
			V＝17.5m3×2池＝35m3 団子島配水池	団子島地区
			V＝36m3×2池＝72m3 笠井島配水池	笠井島地区

＊ 番号は様式2-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。
＊ 県水受水の取水施設は受水場等とする。

＜凡例＞

水道施設
- ・浄水場 ;
- ・送・配水施設 ;
- ・同一敷地内 ;
- ・自然流下 ;
- ・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法;〔02〕

基本処理
01＝急速ろ過(消毒含む) 02＝緩速ろ過(消毒含む) 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過(消毒含む) 06＝膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

（浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による）

様式2－(1)

水道事業等名	設楽町	(No. 3－2)

(令和7年度) 設楽町簡易水道(津具)給水フロー図

番号	(取水施設)	(浄水施設)	(送水・配水施設)	(給水地区)
6	箱淵川水源(表流水) −949m3/日 箱淵取水場 ⟹ 東山調整池 V=12.6m3×1池＝12.6m3 V=300.0m3×1池＝300.0m3	計画浄水量533m3／日 上折元浄水場 浄水処理〔01〕 下折元浄水場 浄水処理〔01〕 計画浄水量330m3／日	上折元配水池 V=37.8m3×2池＝75.6m3 下折元配水池(1) V=100.8m3×2池＝201.6m3 下折元配水池(2) V=79.3m3×2池＝158.6m3 後山配水池 V=65.9m3×2池＝131.8m3 森古屋配水池 V=43.5m3×2池＝87.0m3 石神調節井 V=10.5m3×1池＝10.5m3	井口、油戸の一部地区 井口、油戸の一部地区を除く西地 見出原、見出、西麓、麓、林、能知、本間、森古屋の一部地区 上記以外の東地区全域 柿ノ沢宇連地区

＊ 番号は様式2-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。
＊ 県水受水の取水施設は受水場等とする。

＜凡例＞

水道施設
- ・浄水場 ;
- ・送・配水施設 ;
- ・同一敷地内 ;
- ・自然流下 ;
- ・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法;〔01〕

基本処理
01＝急速ろ過(消毒含む) 02＝緩速ろ過(消毒含む) 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過(消毒含む) 06＝膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

(浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による)

様式2－(1)

水道事業等名	設楽町	(No. 5)

(令和7年度) 設楽町簡易水道(松戸)給水フロー図

番号	(取水施設) (浄水施設)	(送水・配水施設)	(給水地区)
7	トッ原沢川水源(表流水) ― 11m3/日 計画浄水量 10m3/日 松 戸 浄 水 場 浄水処理〔02〕	V＝15m3×2池＝30m3 松 戸 配 水 池	松戸地区

＊ 番号は様式2-(3)の浄水場等状況表の番号と整合をとる。
＊ 県水受水の取水施設は受水場等とする。

＜凡例＞

水道施設
- ・浄水場 ;
- ・送・配水施設 ;
- ・同一敷地内 ;
- ・自然流下 ;
- ・ポンプ圧送 ;

浄水処理方法;〔02〕

基本処理
01＝急速ろ過(消毒含む) 02＝緩速ろ過(消毒含む) 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過(消毒含む) 06＝膜ろ過(海水淡水化、消毒含む)

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

(浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による)

様式2－(2)

水道事業等名	設楽町	(No. 1)

(令 和 7 年 度) 水 源 状 況 表

水源番号	*1 水源名称	*2 水源種別	水 源 所 在 地	規 模	計画取水量 (m^3/日)	年度取水実績最大値 (m^3/日)	年度取水実績平均値 (m^3/日)	*3 備 考
1	豊川	表流水	設楽町松戸字ワカドチ10－3	φ150×1,250m	901	901	901	
2	椹尾川	表流水	設楽町松戸字シベトウ14－3	φ150×2,035m	226	226	226	
3	栗島川	表流水	設楽町田峯字野平1－3	φ150×311m	702	702	693	
4	本谷川	表流水	設楽町田峯字段戸1－1	φ150×95.5m	682	682	642	
5	タコウズ川	表流水	設楽町東納庫字大野山1－95	φ150×9,050m	564	564	479	
6	鰻沢川	表流水	設楽町田峯字段戸1－1	φ150×5,277m	45	45	45	
7	箱淵川	表流水	設楽町津具字箱淵1－78	φ150×1,207m	949	633	510	
8	トッ原沢川	表流水	設楽町松戸字トッ原沢1－2	φ150×1,433m	11	11	11	

*1 認可されている全ての水源について記入する。
*2 右表から選択して表流水・伏流水の場合は、河川名も併せて記入する。
*3 井戸の場合はストレーナーの位置を、県水受水の場合は県企業庁浄水場名を記入する。
また、計画及び休止の場合は、その区別を記入し、それぞれ使用開始予定年度及び休止開始年度も併記する。

ダム直接	伏流水	原水受水
ダム放流	浅井戸水	浄水受水
湖沼水	深井戸水	
表流水(自流)	湧水	

様式2－(3)

水道事業等名	設楽町	(No. 1)

（令和7年度）浄水場等状況表

*1 番号	*2 浄水場等名	*3 水源番号	*4 浄水処理	計画能力 (m^3/日)	年度 現在能力 (m^3/日)	年度浄水 実績最大値 (m^3/日)	年度浄水 実績平均値 (m^3/日)	備考
1	田口浄水場	①②	4	1,024	1,024	913	749	
2	清嶺浄水場	③	2	683	683	671	573	
3	名倉浄水場	④	2	620	620	620	392	
4	長江浄水場	⑤	2	513	513	513	352	
5	豊邦浄水場	⑥	2	41	41	41	41	
6	上折元浄水場	⑦	1	533	533	446	348	
6	下折元浄水場	⑦	1	330	330	275	184	
7	松戸浄水場	⑧	2	10	10	10	5	

*1 上水道事業については、水道統計調査の浄水場等コードと整合をとる。
*2 認可されている全ての浄水場を記入することとし、計画の場合は備考に竣工予定年度を記入する。
県水の受水場についても記入し、浄水実績等には受水量を記入する。なお、当該浄水場の単独配水系統を有しない場合は、他系統水と合流する配水池等も浄水場として記入する。
*3 様式2－(2)の水源状況表の水源番号を丸数字で記入する。
なお、他の浄水場系の送水を混合して配水する場合は、その浄水場等番号も記入する。
*4 右表から選択して番号を記入する。

基本処理
01＝急速ろ過（消毒含む） 02＝緩速ろ過（消毒含む） 03＝消毒のみ
04＝膜ろ過（消毒含む） 06＝膜ろ過（海水淡水化、消毒含む）

その他処理

11＝前塩素処理	12＝中間水素処理	13＝後塩素処理
21＝粉末活性炭	22＝粒状活性炭	23＝オゾン処理
24＝生物処理	25＝ストリッピング処理	31＝エアレーション
32＝マンガン接触ろ過	33＝アルカリ剤処理	34＝マイクロストレーナー
35＝二段凝集処理	36＝多層ろ過	37＝鉄バクテリア利用方法
38＝酸処理	41＝紫外線処理	39＝その他の浄水処理

（浄水処理方法の番号は、水道統計調査の入力要領による）

様式2-(4)

水道事業等名	設楽町

水質検査の委託状況表

1　委託状況

	委託状況＊			委託先	備考
	なし	一部	全部		
毎日検査項目			○	(社)シルバー人材センター等	
水質基準項目			○	(株)東海分析化学研究所	
水質管理目標設定項目			○	(株)東海分析化学研究所	
要検討項目			○	(株)東海分析化学研究所	
原水管理項目			○	(株)東海分析化学研究所	

・＊該当する欄に○を記入

2　今後の方針

当面は変更の予定なし

設楽町　令和7年度水道水質検査計画

給水栓水		令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
田口地区	上原放水栓	○	●	○	○□	○△◇	○	○	○△	○	○	○△	○
	杉平放水栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清嶺地区	清崎放水栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	竹桑田放水栓	○	●	○	○□	○△	○	○	○△	○	○	○△	○
名倉地区	川向放水栓	○	○△	○	○□	○△	○	○	○△	○	○	○△	○
	下山放水栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	宇連放水栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田口第2地区	小松放水栓	○	○△	○	○□	○△	○	○	○△	○	○	○△	○
	小代放水栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
豊邦地区	笠井島放水栓	○	○△	○	○□	○△	○	○	○△	○	○	○△	○
津具地区	井口放水栓	○	○△	○	○□	○△	○	○	○△	○	○	○△	○
	簀ノ子放水栓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松戸地区	松戸放水栓	○	○△	○	○□	○△	○	○	○△	○	○	○△	○

○：毎月検査（基準９項目）　△：消毒副生成物（12項目）　●：全項目検査(51項目)　□：PFOS及びPFOA（臨時）
◇：管理目標設定項目（2項目）

浄　　水		令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
田口地区	田口浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
清嶺地区	清嶺浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
名倉地区	名倉浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
田口第2地区	長江浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
豊邦地区	豊邦浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
津具地区	上折元浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	下折元浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
松戸飲料水供給施設	松戸浄水場	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆

☆：濁度監視（機器分析）

水道原水		令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
田口地区	豊川取水場				★■◎◆	ク							
	椹尾川取水場				★■	ク							
清嶺地区	栗島川取水場				★■	ク							
名倉地区	本谷川取水場				★■	ク							
田口第２地区	タコウズ川取水場				★■	ク							
豊邦地区	鰻沢取水場				★■	ク							
津具地区	箱渕水源				★■	ク							
松戸飲料水供給施設	トッ原沢川取水場				★■	ク							

★：原水全項目検査（４０項目）　■：原虫対策指標菌(２項目)　ク：クリプトスポリジウム等（２項目）
◎：管理目標設定項目（農薬類２項目）　◆：管理目標設定項目（９項目）

水 道 水 質 検 査 計 画 表（令和7年度） No. 1

水道事業等名	設楽町簡易水道事業		
浄水場等名	田口浄水場	水源名	豊川取水場･椹尾川取水場
水質管理において留意するべき事項	検査回数が削減可能項目のうち、検査回数が削減可能な項目は、全て基準値1/10以下で、1回/3年まで省略が可能のため1回/3年実施。		
水質検査の委託の有無及びその内容	水道法20条登録検査機関に委託		

区分		検査項目	浄水水質検査				原水水質検査				
			基準値等(mg/L)	過去3年間の最高値	採水地点数	検査回数	過去3年間の最高値	基準値超過水源名称（全水源の場合は不要）	水源数	検査回数
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	0	2	12	89		2	1
	2	大腸菌	不検出	－	2	12	＊ ＋		2	1
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	1	<0.0003		2	1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	1	<0.00005		2	1
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		2	1
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		2	1
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		2	1
	8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	1	<0.002		2	1
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1	1	<0.004		2	1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	4	<0.001		2	1
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	<0.1	1	1	0.2		2	1
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	1	1	<0.05		2	1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	<0.01		2	1
	14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	1	<0.0002		2	1
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	1	<0.005		2	1
	16	シス-1･2-ジクロロエチレン及びトランス-1･2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	1	1	<0.004		2	1
	17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	1	<0.001		2	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		2	1
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		2	1
	20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		2	1
	21	塩素酸	0.6以下	0.15	1	4				
	22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	1	4				
	23	クロロホルム	0.06以下	0.030	1	4				
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.019	1	4				
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	<0.001	1	4				
	26	臭素酸	0.01以下	<0.001	1	4				
	27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1以下	0.027	1	4				
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.022	1	4				
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.004	1	4				
	30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	1	4				
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	1	4				
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	0.02		2	1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	1	1	0.04		2	1
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	1	1	0.04		2	1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	<0.01		2	1
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	2.9	1	1	3.3		2	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	1	1	<0.005		2	1
	38	塩化物イオン	200以下	2.6	2	12	2.2		2	1
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	5.2	1	1	9.8		2	1
	40	蒸発残留物	500以下	43	1	1	49		2	1
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	1	<0.02		2	1
	42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	1	<0.000001		2	1
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	1	<0.000001		2	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	1	1	<0.002		2	1
	45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	1	<0.0005		2	1
	46	有機物（TOC）	3以下	1.9	2	12	0.8		2	1
	47	pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.1 最低 6.8	2	12	最高 7.2 最低 6.8		2 2	1 1
	48	味	異常でないこと	－	2	12	－		2	1
	49	臭気	異常でないこと	－	2	12	－		2	1
	50	色度	5度以下	0.9	2	12	3.0		2	1
	51	濁度	2度以下	0.3	2	12	0.5		2	1
		嫌気性芽胞菌	不検出	－	－	－	不検出		2	1
		大腸菌	不検出	－	－	－	＊ 70		2	1
		クリプトスポリジウム	不検出	－	－	－	不検出		2	1
		ジアルジア	不検出	－	－	－	不検出		2	1
管理目標設定項目		ジクロロアセトニトリル	0.01以下	<0.001	1	1	－	－	－	－
		抱水クロラール	0.02以下	0.004	1	1	－	－	－	－
		アンチモン及びその化合物	0.02以下	－	－	－	<0.002		1	1
		ウラン及びその化合物	0.002以下	－	－	－	<0.0002		1	1
		ニッケル及びその化合物	0.02以下	－	－	－	<0.002		1	1
		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	－	－	－	<0.008		1	1
		遊離炭酸	20以下	－	－	－	2.2		1	1
		1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	－	－	－	<0.001		1	1
		臭気強度（TON）	3以下	－	－	－	<1		1	1
		腐食性（ランゲリア指数）	1程度以上とし、極力0に近づける	－	－	－	＊ -2.9		1	1
		ダイアジノン	0.003以下	－	－	－	<0.00003		1	1
		マラソン（マラチオン）	0.7以下	－	－	－	<0.007		1	1
		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	<0.000005	1	1				

水 道 水 質 検 査 計 画 表（令和7年度） No. 2

水道事業等名	設楽町簡易水道事業		
浄水場等名	清嶺浄水場	水源名	栗島川取水場
水質管理において留意するべき事項	検査回数が削減可能項目のうち、検査回数が削減可能な項目は、全て基準値1/10以下で、1回/3年まで省略が可能のため1回/3年実施。		
水質検査の委託の有無及びその内容	水道法20条登録検査機関に委託		

区分		検査項目	浄水水質検査				原水水質検査				
			基準値等(mg/L)	過去3年間の最高値	採水地点数	検査回数	過去3年間の最高値	基準値超過水源名称（全水源の場合は不要）	水源数	検査回数
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	0	2	12	＊ 120		1	1
	2	大腸菌	不検出	－	2	12	＊ ＋		1	1
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1	1	<0.0003		1	1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	1	1	<0.00005		1	1
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		1	1
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		1	1
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		1	1
	8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	1	1	<0.002		1	1
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	1	1	0.007		1	1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	4	<0.001		1	1
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.3	1	1	0.1		1	1
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	1	1	<0.05		1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	<0.01		1	1
	14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1	1	<0.0002		1	1
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	1	1	<0.005		1	1
	16	ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	<0.004	1	1	<0.004		1	1
	17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1	1	<0.001		1	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		1	1
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		1	1
	20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1	1	<0.001		1	1
	21	塩素酸	0.6以下	0.21	1	4				
	22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	1	4				
	23	クロロホルム	0.06以下	0.023	1	4				
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.019	1	4				
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	<0.001	1	4				
	26	臭素酸	0.01以下	<0.001	1	4				
	27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1以下	0.026	1	4				
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.024	1	4				
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005	1	4				
	30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	1	4				
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	1	4				
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	0.01		1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	1	1	0.02		1	1
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01	1	1	0.14		1	1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	1	1	<0.01		1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	3.0	1	1	2.4		1	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	1	1	0.029		1	1
	38	塩化物イオン	200以下	4.1	2	12	1.6		1	1
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	7.5	1	1	5.2		1	1
	40	蒸発残留物	500以下	37	1	1	24		1	1
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	1	<0.02		1	1
	42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	1	1	<0.000001		1	1
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	1	1	<0.000001		1	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	1	1	<0.002		1	1
	45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	1	1	<0.0005		1	1
	46	有機物（TOC）	3以下	0.9	2	12	0.9		1	1
	47	pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.0 最低 6.7	2	12	最高 6.9 最低 6.7		1 1	1 1
	48	味	異常でないこと	－	2	12	－		1	1
	49	臭気	異常でないこと	－	2	12	－		1	1
	50	色度	5度以下	1.9	2	12	5.3		1	1
	51	濁度	2度以下	1.0	2	12	0.5		1	1
		嫌気性芽胞菌	不検出	－			不検出		1	1
		大腸菌	不検出	－			＊ 49		1	1
		クリプトスポリジウム	不検出	－			不検出		1	1
		ジアルジア	不検出	－			不検出		1	1
管理目標設定項目		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	<0.000005	1	1				

水 道 水 質 検 査 計 画 表（令和7年度） No. 3

水道事業等名	設楽町簡易水道事業		
浄水場等名	名倉浄水場	水源名	本谷川取水場
水質管理において留意するべき事項	検査回数が削減可能項目のうち、検査回数が削減可能な項目は、全て基準値1/10以下で、1回/3年まで省略が可能のため1回/3年実施。		
水質検査の委託の有無及びその内容	水道法20条登録検査機関に委託		

区分		検査項目	浄水水質検査 基準値等(mg/L)	過去3年間の最高値	採水地点数	検査回数	原水水質検査 過去3年間の最高値	基準値超過水源名称（全水源の場合は不要）	水源数	検査回数
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	0	3	12	53		1	1
	2	大腸菌	不検出	－	3	12	＊ ＋		1	1
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	0	0	<0.0003		1	1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	0	0	<0.00005		1	1
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	4	<0.001		1	1
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.9	0	0	0.3		1	1
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	0	0	<0.05		1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	0	0	<0.0002		1	1
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	0	0	<0.005		1	1
	16	ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	21	塩素酸	0.6以下	0.14	1	4				
	22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	1	4				
	23	クロロホルム	0.06以下	0.031	1	4				
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.015	1	4				
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001	1	4				
	26	臭素酸	0.01以下	<0.001	1	4				
	27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1以下	0.037	1	4				
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.026	1	4				
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	1	4				
	30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	1	4				
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	1	4				
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	0.01		1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	0	0	0.03		1	1
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.02	0	0	0.09		1	1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	3.4	0	0	1.8		1	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	0	0	0.013		1	1
	38	塩化物イオン	200以下	3.8	3	12	1.8		1	1
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	5.2	0	0	6.8		1	1
	40	蒸発残留物	500以下	46	0	0	22		1	1
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	0	0	<0.02		1	1
	42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	0	0	<0.0005		1	1
	46	有機物（TOC）	3以下	1.1	3	12	0.9		1	1
	47	pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.2 最低 6.6	3	12	最高 6.8 最低 6.7		1 1	1 1
	48	味	異常でないこと	－	3	12	－		1	1
	49	臭気	異常でないこと	－	3	12	－		1	1
	50	色度	5度以下	2.8	3	12	4.4		1	1
	51	濁度	2度以下	0.7	3	12	0.2		1	1
		嫌気性芽胞菌	不検出	－			不検出		1	1
		大腸菌	不検出	－			＊ 46		1	1
		クリプトスポリジウム	不検出	－			不検出		1	1
		ジアルジア	不検出	－			不検出		1	1
管理目標設定項目		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	<0.000005	1	1				

水 道 水 質 検 査 計 画 表（令和7年度） No. 4

水道事業等名	設楽町簡易水道事業		
浄水場等名	長江浄水場	水源名	タコウズ川取水場
水質管理において留意するべき事項	検査回数が削減可能項目のうち、検査回数が削減可能な項目は、全て基準値1/10以下で、1回/3年まで省略が可能のため1回/3年実施。		
水質検査の委託の有無及びその内容	水道法20条登録検査機関に委託		

区分		検査項目	浄水水質検査				原水水質検査				
			基準値等(mg/L)	過去3年間の最高値	採水地点数	検査回数	過去3年間の最高値	基準値超過水源名称（全水源の場合は不要）	水源数	検査回数
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	0	2	12	29		1	1
	2	大腸菌	不検出	－	2	12	＊ ＋		1	1
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	0	0	<0.0003		1	1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	0	0	<0.00005		1	1
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	4	<0.001		1	1
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	<0.1	0	0	0.1		1	1
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	0	0	<0.05		1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	0	0	<0.0002		1	1
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	0	0	<0.005		1	1
	16	ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	21	塩素酸	0.6以下	0.14	1	4				
	22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	1	4				
	23	クロロホルム	0.06以下	0.018	1	4				
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.008	1	4				
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003	1	4				
	26	臭素酸	0.01以下	<0.001	1	4				
	27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1以下	0.018	1	4				
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.020	1	4				
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005	1	4				
	30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	1	4				
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	1	4				
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	0.02		1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	0	0	0.03		1	1
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	0	0	0.04		1	1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	3.0	0	0	3.0		1	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	0	0	<0.005		1	1
	38	塩化物イオン	200以下	7.6	2	12	1.8		1	1
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	12	0	0	9.5		1	1
	40	蒸発残留物	500以下	41	0	0	35		1	1
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	0	0	<0.02		1	1
	42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	0	0	<0.0005		1	1
	46	有機物（TOC）	3以下	0.9	2	12	0.6		1	1
	47	pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.6 最低 7.1	2	12	最高 7.3 最低 7.1		1 1	1 1
	48	味	異常でないこと	－	2	12	－		1	1
	49	臭気	異常でないこと	－	2	12	－		1	1
	50	色度	5度以下	0.9	2	12	2.2		1	1
	51	濁度	2度以下	<0.1	2	12	0.2		1	1
		嫌気性芽胞菌	不検出	－			不検出		1	1
		大腸菌	不検出	－			＊ 110		1	1
		クリプトスポリジウム	不検出	－			不検出		1	1
		ジアルジア	不検出	－			不検出		1	1
管理目標設定項目		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	<0.000005	1	1				

水 道 水 質 検 査 計 画 表（令和7年度） No. 5

水道事業等名	設楽町簡易水道事業		
浄水場等名	豊邦浄水場	水源名	鰻沢取水場
水質管理において留意するべき事項	検査回数が削減可能項目のうち、検査回数が削減可能な項目は、全て基準値1/10以下で、1回/3年まで省略が可能のため1回/3年実施。		
水質検査の委託の有無及びその内容	水道法20条登録検査機関に委託		

区分		検査項目	浄水水質検査				原水水質検査				
			基準値等(mg/L)	過去3年間の最高値	採水地点数	検査回数	過去3年間の最高値	基準値超過水源名称（全水源の場合は不要）	水源数	検査回数
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	0	1	12	39		1	1
	2	大腸菌	不検出	－	1	12	＊ ＋		1	1
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	0	0	<0.0003		1	1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	0	0	<0.00005		1	1
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	4	<0.001		1	1
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.1	0	0	0.1		1	1
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	0	0	<0.05		1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	0	0	<0.0002		1	1
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	0	0	<0.005		1	1
	16	ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	21	塩素酸	0.6以下	0.27	1	4				
	22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	1	4				
	23	クロロホルム	0.06以下	0.027	1	4				
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.011	1	4				
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	<0.001	1	4				
	26	臭素酸	0.01以下	<0.001	1	4				
	27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1以下	0.030	1	4				
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.029	1	4				
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.005	1	4				
	30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	1	4				
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	1	4				
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	0.09		1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	0	0	0.03		1	1
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	0	0	0.04		1	1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	2.3	0	0	2.0		1	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	0	0	0.006		1	1
	38	塩化物イオン	200以下	2.9	0	12	1.6		1	1
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	5.0	0	0	4		1	1
	40	蒸発残留物	500以下	32	0	0	21		1	1
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	0	0	<0.02		1	1
	42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	0	0	<0.0005		1	1
	46	有機物（TOC）	3以下	1.0	1	12	1.0		1	1
	47	pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.4 最低 7.0	1	12	最高 6.7 最低 6.5		1 1	1 1
	48	味	異常でないこと	－	1	12	－		1	1
	49	臭気	異常でないこと	－	1	12	－		1	1
	50	色度	5度以下	1.1	1	12	3.8		1	1
	51	濁度	2度以下	<0.1	1	12	0.3		1	1
		嫌気性芽胞菌	不検出	－			不検出		1	1
		大腸菌	不検出	－			＊ 33		1	1
		クリプトスポリジウム	不検出	－			不検出		1	1
		ジアルジア	不検出	－			不検出		1	1
管理目標設定項目		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	<0.000005	1	1				

水 道 水 質 検 査 計 画 表（令和7年度） No. 6

水道事業等名	設楽町簡易水道事業		
浄水場等名	上折元浄水場、下折元浄水場	水源名	箱渕取水場
水質管理において留意するべき事項	検査回数が削減可能項目のうち、検査回数が削減可能な項目は、全て基準値1/10以下で、1回/3年まで省略が可能のため1回/3年実施。		
水質検査の委託の有無及びその内容	水道法20条登録検査機関に委託		

区分		検査項目	浄水水質検査				原水水質検査				
			基準値等(mg/L)	過去3年間の最高値	採水地点数	検査回数	過去3年間の最高値	基準値超過水源名称（全水源の場合は不要）	水源数	検査回数
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	0	2	12	77		1	1
	2	大腸菌	不検出	－	2	12	＊ ＋		1	1
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	0	0	<0.0003		1	1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	0	0	<0.00005		1	1
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	4	<0.001		1	1
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.2	0	0	<0.1		1	1
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	0	0	<0.05		1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	0	0	<0.0002		1	1
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	0	0	<0.005		1	1
	16	ｼｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1･2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	21	塩素酸	0.6以下	0.09	1	4				
	22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	1	4				
	23	クロロホルム	0.06以下	0.014	1	4				
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.008	1	4				
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001	1	4				
	26	臭素酸	0.01以下	<0.001	1	4				
	27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1以下	0.011	1	4				
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.025	1	4				
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.004	1	4				
	30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	1	4				
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	1	4				
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	0.02		1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	0	0	0.10		1	1
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	<0.01	0	0	0.50		1	1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	6.9	0	0	1.8		1	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	0	0	0.061		1	1
	38	塩化物イオン	200以下	7.0	2	12	1.3		1	1
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	2.8	0	0	4.2		1	1
	40	蒸発残留物	500以下	36	0	0	27		1	1
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	0	0	<0.02		1	1
	42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	0	0	<0.0005		1	1
	46	有機物（TOC）	3以下	0.8	2	12	1.3		1	1
	47	pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.3 最低 6.8	2	12	最高 6.8 最低 6.7		1 1	1 1
	48	味	異常でないこと	－	2	12	－		1	1
	49	臭気	異常でないこと	－	2	12	－		1	1
	50	色度	5度以下	0.7	2	12	＊ 13		1	1
	51	濁度	2度以下	0.3	2	12	0.6		1	1
		嫌気性芽胞菌	不検出	－			不検出		1	1
		大腸菌	不検出	－			＊ 920		1	1
		クリプトスポリジウム	不検出	－			不検出		1	1
		ジアルジア	不検出	－			不検出		1	1
管理目標設定項目		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	<0.000005	1	1				

水 道 水 質 検 査 計 画 表（令和7年度） No. 7

水道事業等名	設楽町簡易水道事業		
浄水場等名	松戸浄水場	水源名	トッ原沢川取水場
水質管理において留意するべき事項	検査回数が削減可能項目のうち、検査回数が削減可能な項目は、全て基準値1/10以下で、1回/3年まで省略が可能のため1回/3年実施。		
水質検査の委託の有無及びその内容	水道法20条登録検査機関に委託		

区分		検査項目	浄水水質検査				原水水質検査				
			基準値等(mg/L)	過去3年間の最高値	採水地点数	検査回数	過去3年間の最高値	基準値超過水源名称（全水源の場合は不要）	水源数	検査回数
基準項目	1	一般細菌	100個/mL以下	0	1	12	100		1	1
	2	大腸菌	不検出	－	1	12	＊ ＋		1	1
	3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	0	0	<0.0003		1	1
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005	0	0	<0.00005		1	1
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001	1	4	<0.001		1	1
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.3	0	0	0.3		1	1
	12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.05	0	0	<0.05		1	1
	13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	0	0	<0.0002		1	1
	15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	0	0	<0.005		1	1
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.004	0	0	<0.004		1	1
	17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	20	ベンゼン	0.01以下	<0.001	0	0	<0.001		1	1
	21	塩素酸	0.6以下	0.54	1	4				
	22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	1	4				
	23	クロロホルム	0.06以下	0.035	1	4				
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.015	1	4				
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.001	1	4				
	26	臭素酸	0.01以下	<0.001	1	4				
	27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	0.1以下	0.041	1	4				
	28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.021	1	4				
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.008	1	4				
	30	ブロモホルム	0.09以下	<0.001	1	4				
	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008	1	4				
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	0.01		1	1
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	<0.02	0	0	0.04		1	1
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01	0	0	0.18		1	1
	35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01	0	0	<0.01		1	1
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	2.7	0	0	2.8		1	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.005	0	0	0.039		1	1
	38	塩化物イオン	200以下	3.2	1	12	1.6		1	1
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	8.0	0	0	6.0		1	1
	40	蒸発残留物	500以下	34	0	0	34		1	1
	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	0	0	<0.02		1	1
	42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001	0	0	<0.000001		1	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	0	0	<0.002		1	1
	45	フェノール類	0.005以下	<0.0005	0	0	<0.0005		1	1
	46	有機物（TOC）	3以下	1.0	1	12	1.1		1	1
	47	pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.3 最低 6.9	1	12	最高 6.9 最低 6.6		1 1	1 1
	48	味	異常でないこと	－	1	12	－		1	1
	49	臭気	異常でないこと	－	1	12	－		1	1
	50	色度	5度以下	1.6	1	12	＊ 6.9		1	1
	51	濁度	2度以下	<0.1	1	12	0.7		1	1
		嫌気性芽胞菌	不検出	－			不検出		1	1
		大腸菌	不検出	－			＊ 170		1	1
		クリプトスポリジウム	不検出	－			不検出		1	1
		ジアルジア	不検出	－			不検出		1	1
管理目標設定項目		ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005以下	<0.000005	1	1				

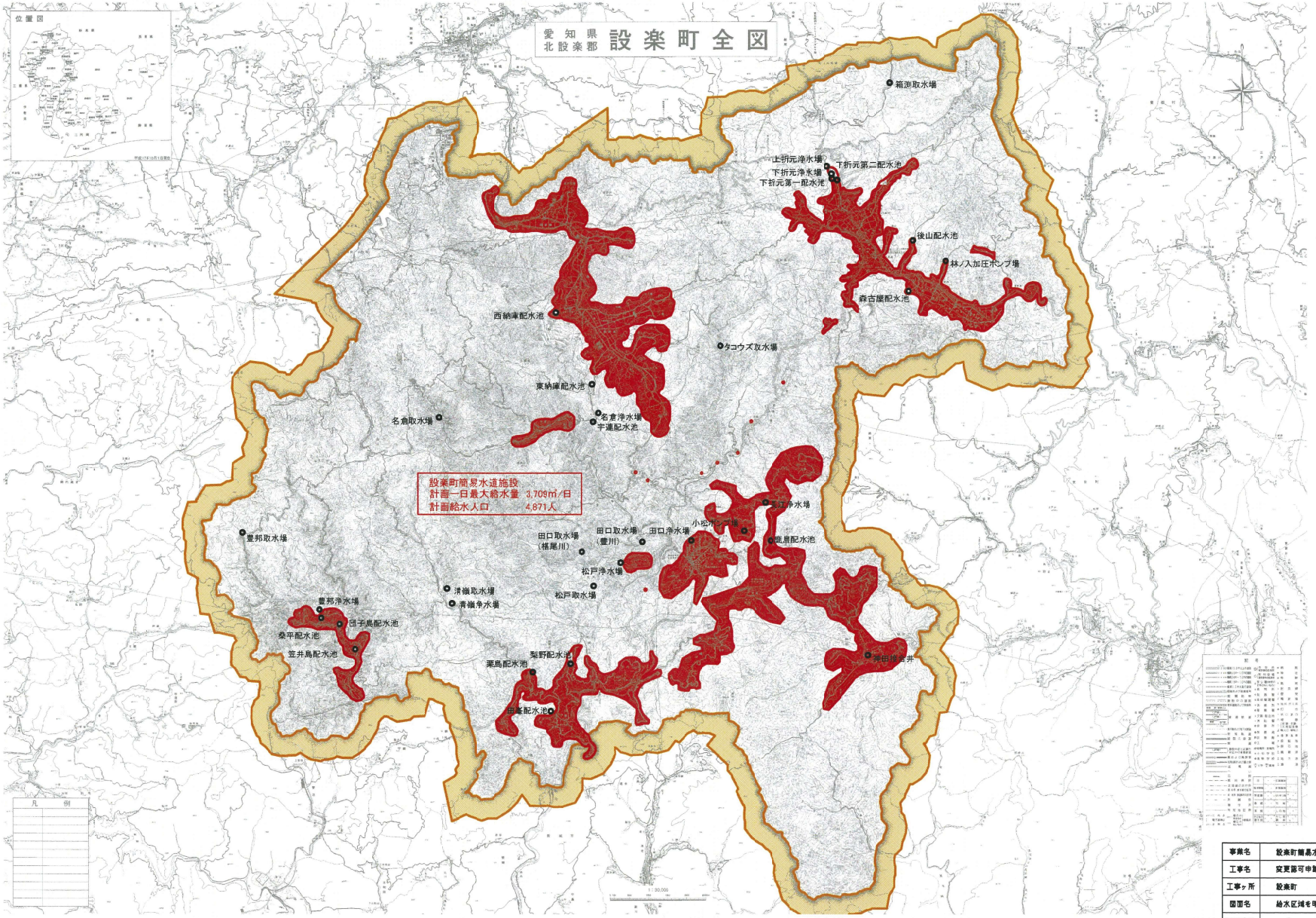

事業名	設楽町簡易水道事業		
工事名	変更認可申請図		
工事ヶ所	設楽町　　地内		
図面名	給水区域を明らかにする地図		
図面番号	1	縮尺	1/50,000
作成年月日			

町長		助役		課長		係長		設計者

給水栓水検査箇所
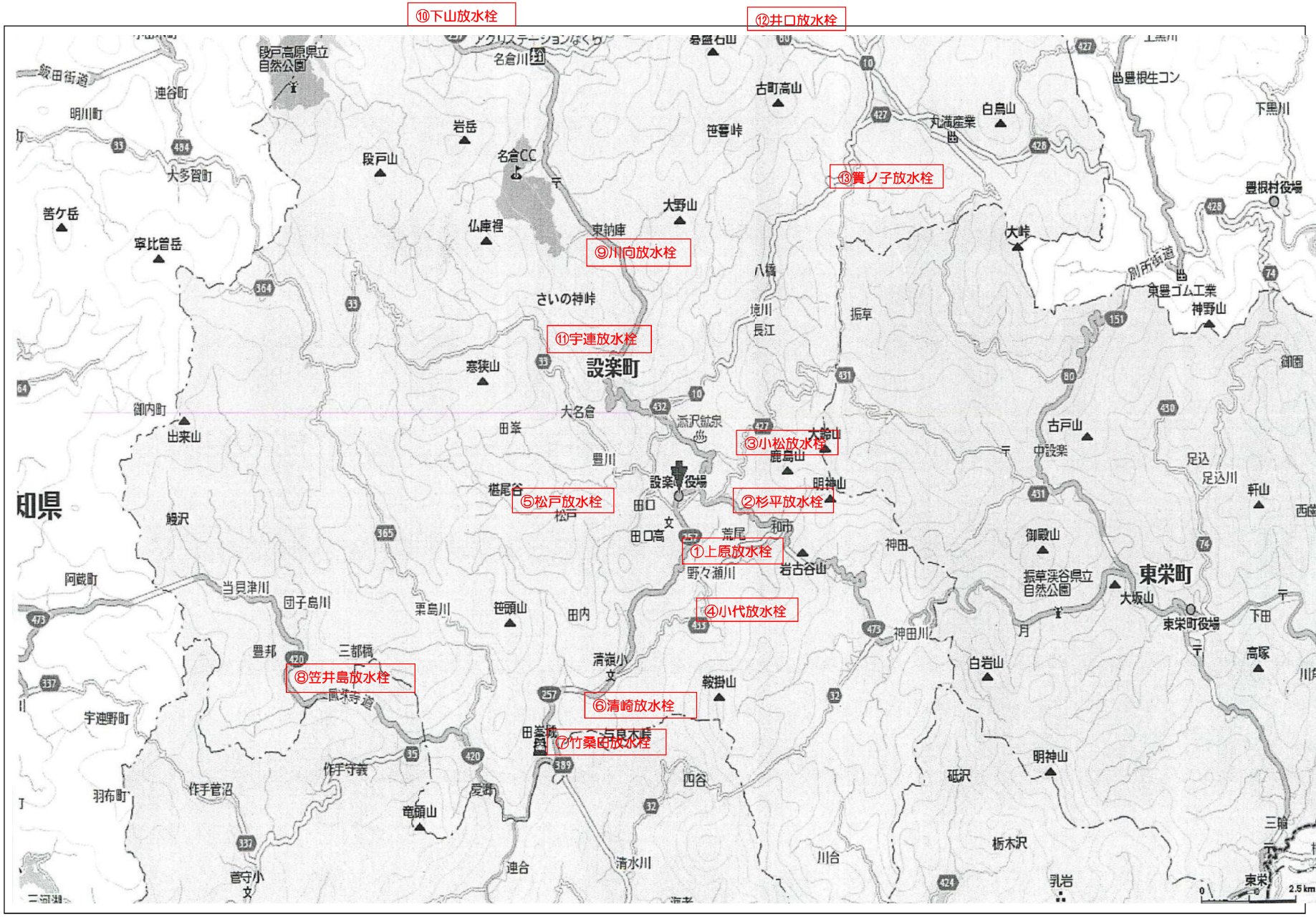
別紙２